

出張報告書



-2-

令和 5年 5月 29日

尼崎市議会議長 様

会派名 みどりの未来
 代表者氏名 田中淳司
 出張者氏名 迫田 敬一

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 5年 5月 22日から令和 5年 5月 22日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付） 1 インクルーシブ公園について、開設及び維持に関すること 2 児童相談所の設置概要、及び課題に関すること 3 4 5	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

 精算額は、令和 5年 5月 9日届け出た額 (29660 円) と同一額である。 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支 出 差引 領 戻 入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張調査報告書

尼崎市議会 みどりの未来
追田 敬一

日時： 2023年5月22日（月）

場所：神奈川県横須賀市 久里浜1丁目第2公園

児童相談所

視察の目的 インクルーシブ公園について、開設及び維持に関するこ

児童相談所の施設概要、及び課題に関するこ

インクルーシブ公園について、開設及び維持に関するこ

説明担当 横須賀市建設部公園管理課

1 公園の概要

公園名称 久里浜1丁目第2公園

愛称 久里浜でんしゃ公園

管理面積：約 9,864 m²

開園 日：2022年5月10日

公園種別：近隣公園

アクセス：JR 久里浜駅すぐ

2 公園整備の経緯、コンセプト

(1) この公園は、周辺住民の憩いの場として親しまれ、市民団体等によるプレーパーク事業や花壇活動など多様かつ広域的な利用もされていた「くりはまみんなの公園」を、横浜F・マリノスの練習拠点として再整備するにあたり、その機能を受け継ぐ公園として、公募市民や地域の皆様によるワークショップを経て整備したものです。

住民、横須賀市、横浜F・マリノス、電鉄（京急・JR）の4者が連携し、旧公園が担っていた「自然の風を感じることのできる憩いの場、交流の場」としての機能を受け継ぎ、親・子・孫の3世代が楽しめる公園をコンセプトに計画。

地域の子供たちに親しみを持って使ってもらえるように、地域の多雑園、保育園、学童クラブ、公園利用者を対象に募集を行い、「久里浜でんしゃ公園」という愛称がつきました。

(2) 整備コンセプトの実現のために

設計にあたっては、旧公園整備時と同様に、市民の皆様とワークショップを行い、旧公園から受け継ぎたいところや、もっと良くしたいところなど、アイデアを出し合い、ゾーニングや各施設の検討、イメージの取りまとめを行いました。その過程で様々なご意見をいただき、計画に取り入れました。

「インクルーシブ公園」として計画、整備したものではありませんが、計画時「横須賀市には車椅子で遊べる公園がない」という保護者のご意見が寄せられことから検討を行い、全体としてユニバーサルデザインを基本に設計していく中で、結果的にインクルーシブの要素も取り入れた公園になりました。

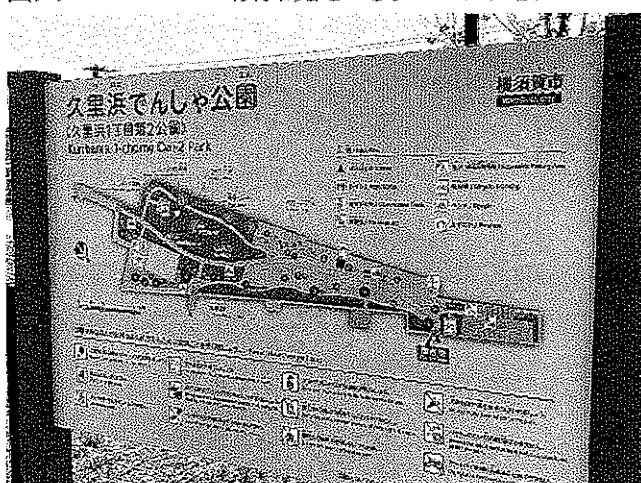
新しい公園の開設は多くはなく必要性を感じ、計画当初よりユニバーサルデザインを取り入れ専用というより、誰でも使用できる公園として企画されました。

計画、整備にあたっては身体機能や障害の有無、また様々な世代の方に楽しんでいただけるよう遊具や設備の選定、設置の仕方などに工夫をしています。

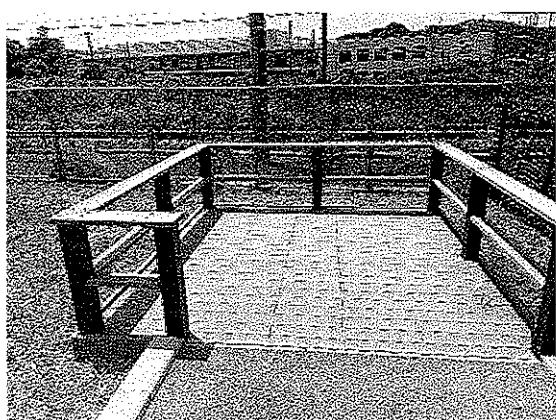
(3) 工夫したポイント



出入口スロープの傾斜規定 8 度をより、緩やかに 4 度に



園内の導線が直線的



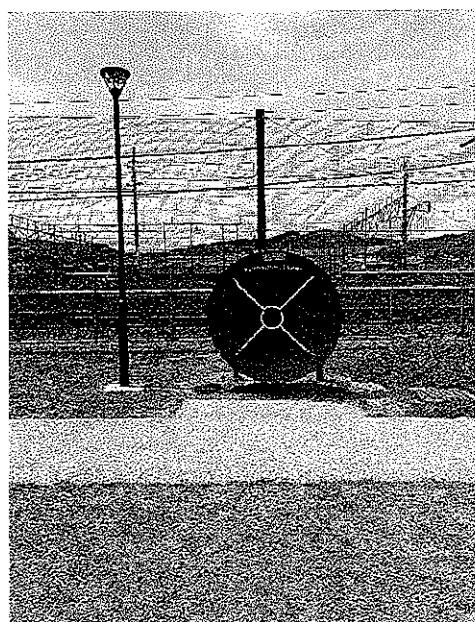
隣接する JR 横須賀線がよく見える、車いすでも利用できるデッキ



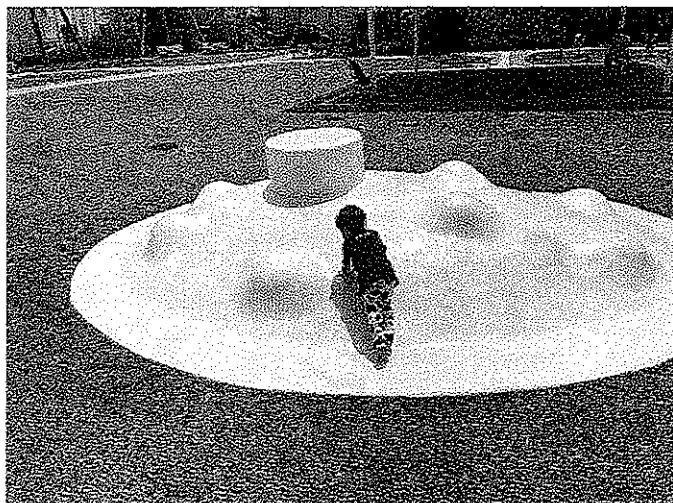
階段と上り坂から登れる滑り台



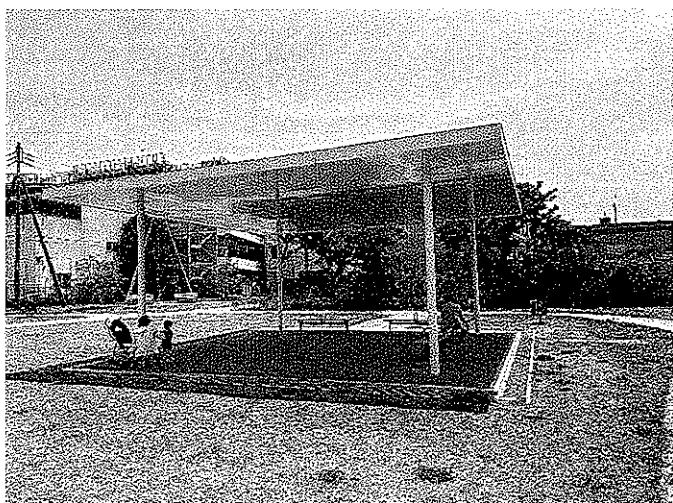
車いすのまま手入れができる花壇



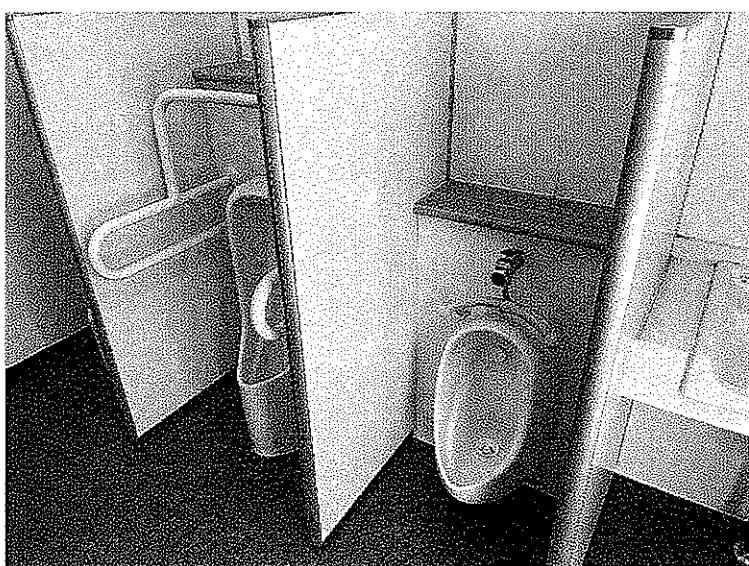
車いすでのまま利用できる遊具



弾力性が高い遊具



車いすでも数台休める、あずまや



・同伴者に配慮して男女トイレ、共に男児用便器を設置

3 主な公園施設

広場	芝生広場及び多目的広場
修景施設	ビオトープ・花壇・畑 サクラ等
遊具	9基（うち健康遊具3基）
展望デッキ	1基（電車展望）
トイレ	1棟
駐車場	15台
休憩施設等	あずまや、水飲み手洗い場等

4 管理方法に関する基本計画

(1) 日常管理

常駐する管理人は配置せず、市が巡回及び点検、委託業者への指示等を行い管理しています。

(2) おもな施設の管理

- ・園内清掃 週1回[委託]
- ・トイレ清掃 週4回[委託]
- ・植物管理 適宜[委託] 除草は年3回程度 ビオトープ池の簡易清掃等[委託]

他の修繕及び要望等は、公園管理課が対応します。

(3) 個別の管理

- ・駐車場・駐輪場

使用料は無料です。9時～16時を供用時間とし、機械で自動開閉します。

- ・自動販売機の設置予定はありません。

- ・多様な主体との連携

計画～整備中においては旧公園で行われていた市民団体によるプレイパーク活動や花壇づくりなどが行われることも想定しましたが、公園の位置や形が大きく変わったことや、各団体や地域の事情もあり、現在はそのような利用はなされていません。

(5) 費用ほか整備概要

整備工事期間：令和2年12月14日から令和4年4月25日

整備費用：公園整備工事 342,619,200円 トイレ新築工事 38,522,000円

国有地購入費 86,605,745円

用地は国有地購入のほか、国有地無償貸付け、国有地無償譲与、元々の市有地を合わせて整備しました。

- ・ランニングコスト

草刈り、トイレ清掃、公園清掃の委託費として 約100万円/年

5 横須賀市のインクルーシブ公園の設置数、規模

横須賀市には「インクルーシブ公園」として整備した公園はありませんが、この公園の他には、横須賀市长井にある「ソレイユの丘」を令和5年4月にリニューアルオープンするにあたりインクルーシブ遊具（テント型遊具+ゴムチップ舗装）を1箇所（2基）設置しています。

6 利用者の来園手段と傾向

- ・公園種別としては近隣公園で、広域からの来園を想定したものではありません。利用実態の調査は行っていませんが、開園して約1年間、見ていく限りでは、利用者の多くは徒歩圏内にお住まいの方や当該学区の子供たち、近隣の幼稚園、保育園などです。
- ・駐車場が14台分ありますが、自動車での来園に対しては特に過不足ない台数のようです。駅の間近にありますが電車で来訪されている方は少ないようです。
- ・設置高さを通常より低くし、また開路に接して設置することで、車いすやベビーカーのまま楽しめるようにしました。
- ・障がいをお持ちの方の割合は、どの程度いらっしゃるかの調査はしていません。いわゆる福祉部局や子育て支援部局と連携して公園を計画した事例は、まだ、ありません。

8 利用者の声、

- ・障害のある方に特化したアンケートや利用促進の取り組みは行っていませんが、久里浜地域にはインクルーシブ保育（教育）をコンセプトにした保育園や学童保育もあり、公園の供用開始にあたっては（それも含めてすべての）近隣の幼稚園、保育園、学童保育施設にPRやヒアリングを行い、好評をいただきました。また公園の愛称決定にも協力いただき、日々この公園を利用しています。
- ・これまでのトラブル、改善策

市街地にある公園の一般的なトラブルとその対処をしています。

（夜間の騒音や迷惑行為等）

9 その他

- ・遊具について、特注品や輸入品のため選択肢が少なく、価格も割高になるという印象がありました。近年は国内メーカーも選択肢を増やしてきているようです。
- ・車いすでの通行や、多様な遊具を設置しようとすると、かなりの面積が必要になるため、小さな公園では難しいかもしれません。
- ・使用する子どもだけでなく同伴者のこととも考慮する必要があります。
- ・遊具や施設単体で考えるのではなく、公園全体、あるいは周辺環境も含めて考える必要があるかもしれません。
- ・花壇は座ることが困難な方に配慮して立ったまま、あるいは車いすのままで作業できるものにしました。
- ・一部の鉄道ファンには良いビュースポットになっています。滑り台と築山を組み合わせて昇り易くしました。

観察での学び

- ・幅広い方の利用ができるユニバーサルデザインの実現には、発案の時点で地域の声を取り入れることが重要。
- ・公園を新設することはまれにしかないので、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ遊具の導入は、昨今は当然。

- ・地域住民のプレイパーク活動の参加を促すことは短期的には難しい。
- ・同伴者への配慮は重要。
- ・インクルーシブ遊具の価格は、国内企業の参入も進み他の遊具と変わらない。
- ・車いすの方の熱中症対策も重要。
- ・福祉部局や子育て支援部局と連携した公園計画が今後は必要。

感想

今回の視察で、公園創設にユニバーサルデザインを導入することはスタンダードなことであり、障がいの有無、各世代等の過ごしやすい場となることは必須であると感じました。

児童相談所の施設概要、及び課題、問題点に関するこ

4. 横須賀市の子ども・子育て支援体制の概要

こども育成部・こども家庭支援センターの組織図・分掌事務について

横須賀市の子ども・子育てに関する部署（2021年時点）は、こども育成部及びこども家庭支援センターが担当しています。こども育成部は、こども育成総務課、こども青少年給付課、こども健康課、保育課、及び幼保児童施設課から構成されています。また、こども家庭支援センターは、こども家庭支援課、児童相談課から構成されています。

児童相談所を設置することで、財政上の負担がかかっているのは事実ですが、そのメリットとして市が実施している子育て支援部署と、児童相談所が密接に連携することで、児童虐待の早期発見・防止等に資することなどが考えられます。

2 児童相談所の概要・横須賀市児童相談所開設の経緯

①国へ中核市への移行と権限付与の要望

平成13年：中核市へ移行

平成15年：総務大臣と中核市市長の懇談会で、児童相談所の設置権限拡大を要望（市民に直結する行政は、市町村に権限を付与すべきとの考え方の下、国に働きかけをおこないました）

②虐待を受けている子どもの支援体制、横須賀市児童相談所開設の経緯

平成12年：子ども虐待防止事業の取り組み開始

平成14年：子ども虐待予防相談センター（YCAP）設置

・虐待予防、早期発見し、虐待の重篤化再発の予防を目指す

平成16年：改正児童福祉法成立→ 中核市で設置可能になり、市長が県知事に児童相談所開設協議依頼、準備担当職員7名配置→ 4名を5か所ある県児童相談所へ派遣研修開始

平成17年：青少年部と併合し、こども育成部設置及び、児童相談所開設準備室設置（24名体制）

平成 18 年：はぐくみかん（横須賀市児童相談所）開設に伴い YCAP 廃止

・当初は、百貨店のフロアを間借りし、保健所は設置されていたので、保健師職員を中心にスタートしましたが、一時保護所なし。神奈川県の一時保護所を地方自治法に基づき使用（事務の委託）

・県から人事交流により 3 名派遣（副所長、係長クラスのスーパーバイザー就任）

平成 20 年 4 月はぐくみかん移転 施設内容の充実・強化、一時保護所併設、職員増員

・児相移転（2 年後、県の施設を利用していた一時保護所併設）

・県の人事交流が終了し、現在の体制による運営開始

・障害児通所・療養指導のフロアも同建物内に設置

2 児童相談所設置のメリット

①一貫した支援体制

・虐待等の相談から公的保護、その後のフォローまでの過程をすべて市で完結できる

・他部課等との連携強化 母子保健部門や障害福祉部門（福祉事務所）との情報連携、行動連携が可能（保健師・障害児担当とも風通しがよい）

・効果的な支援の実現 子どもに関する専門機関として、関係機関等との連携やネットワーク対応による在宅支援が可能（市役所内だけではない）

②その他具体事例

・新規ケースの初動調査における情報収集の迅速化

住民基本台帳の確認、民生委員・主任児童委員、学校・保育園・幼稚園・保健部門からの情報収集（県に依頼するよりスピードが大きく違う）

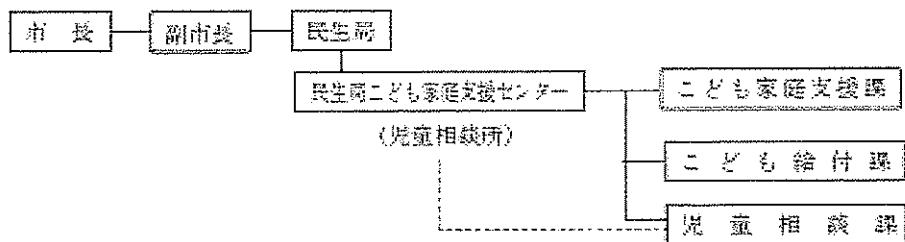
・来所相談サイクルの短縮 2 週間に 1 回程度（自動車では 30 分程度で市内全域から来所できるアクセスできるため来所しやすい）

③デメリット

市内が狭く、一時保護所で知人に会う、知り合った児童と市内で出会うケースがあります

3 児童福祉司・児童心理司・児童相談員・児童指導員等の役割

(11) 令和4年度 民生局こども家庭支援センター組織図



(12) 令和4年度 児童相談所組織員体制



児童福祉司

- ・担当区域内の子ども
- ・保護者等から、子どもの福祉に関する相談の対応
- ・必要な調査・社会診断の実施

- ・子ども・保護者・関係者等への必要な支援・指導
- ・子ども・保護者等の関係調整（家族療法）等の実施

虐待対応協力員（会計年度任用職員）

- ・児童福祉司に協力して児童虐待への対応

里親委託等推進員（会計年度任用職員）

- ・里親委託推進のため、子どもに最も適合する養育・里親や養子希望者の選定のための調整
- ・委託された子どもの適切な養育を確保するための養育里親や関係機関との連絡調整、交流の促進等を実施

児童心理司

- ・診断面接、心理検査、観察等により子ども、保護者等への心理診断の実施
- ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の実施

児童相談員

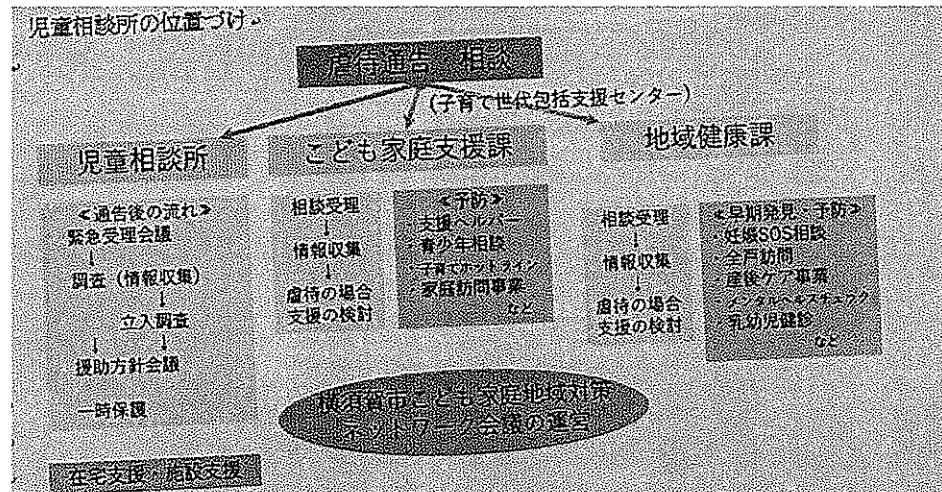
- ・子ども、保護者等からの子どもの福祉に関する相談対応
- ・児童福祉司と協力し、調査、社会診断の実施
- ・子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導（助言、他機関のあっせん等）の実施

児童指導員

- ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動、観察、行動診断、緊急時の対応
- ・児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者等への指導

4 児童相談所の位置づけ、ネットワーク

- ・週1回、支援に関わる職員で、援助方針会議で支援のプレゼンをし、職員の孤立予防、情報共有をしています。
- ・スクールソーシャルワーカーを全市で5名配置し、情報をもらっています。



- ・子ども家庭方針を議論する「ネットワーク会議」が月1回開催され、地域健康課、教育委員会とも連携
- ・地域振興会議にも情報収集に参加し、子どもに関わることが多い、駄菓子屋店員の参加もあります
- ・学識者、経験者、外部スーパーバイザー等を講師に職員の初年度研修が2、3年勤務まであるが、その後は課題

5 横須賀市児童相談所の施設概要

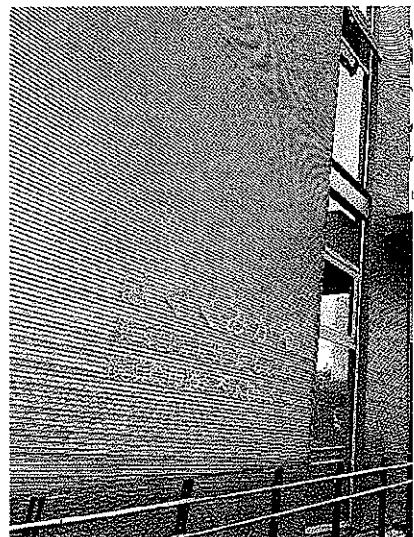
①施設規模

構造：鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上階、塔屋 1 階（はぐくみかん）

面積：4,226.9 m² 延面積：8,684.37 m²

うち、3 階 児童相談所 1,193.4 m²、2 階 一時保護所 1,185.0 m²

共用部分を含め → 3,150.1 m²

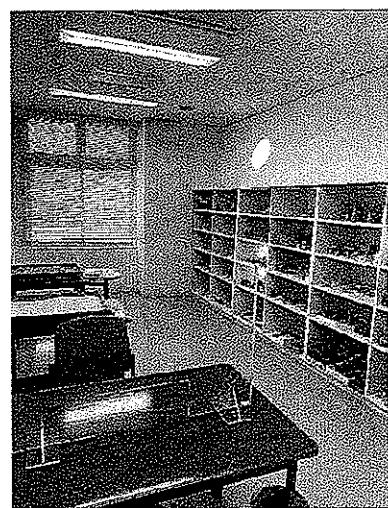
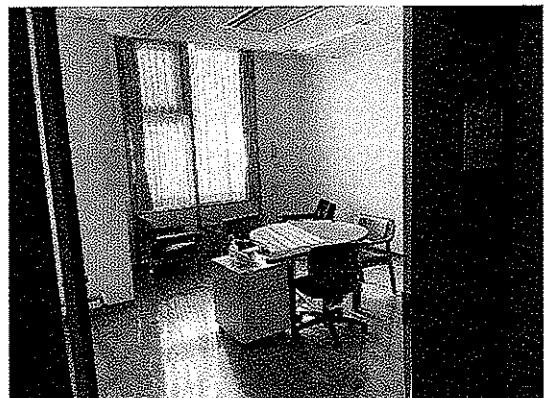


②主な施設

心理室

子どもの心理面接（カウンセリング）、心理検査、療育、

手帳の判定のための心理検査を行います



箱庭療法室

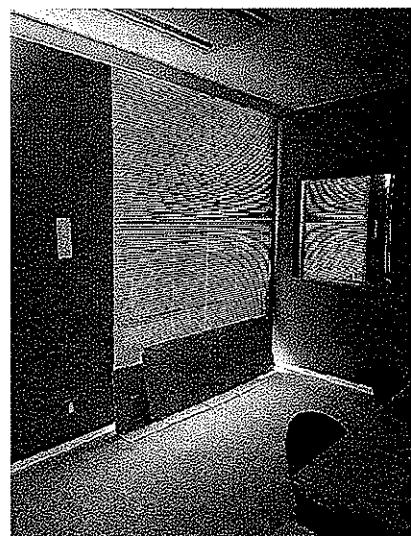
心理療法の 1 つである箱庭療法（表現された箱庭の情景から心の内面を分析する技法）を行います

親や兄弟を含めた家族を対象に面接を行います（会話を中心にしています）



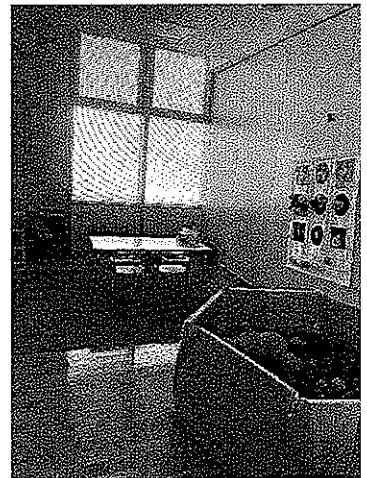
家族療法室

職員と家族の面接のほか、設置された調理道具等を用いて家族生活場面を再現、家族の様子を観察します



遊戯療法室

室内の玩具・遊具を用い子どもの遊戯療法を行います

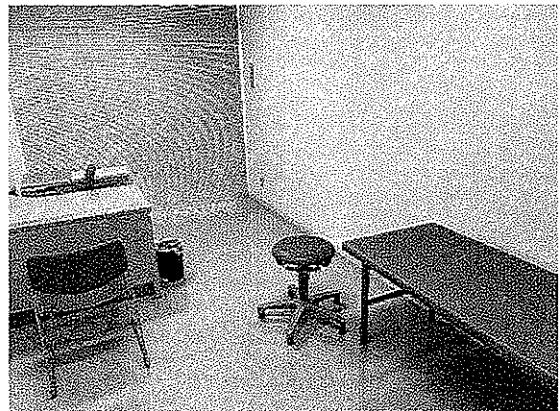


観察室

マジックミラー越しに遊戯療法室と家族療法室の様子を観察するとともに、映像・音声を記録します

医務室

医師による診療を行います



③一時保護所の施設概要

- ・児童居室 男各 7 室（うち個室 5）、幼児 2 室、定員 25 名
- ・緊急入所対応室 居室と同様の仕様で、深夜に一時保護した場合や、知的に遅れのある子、同年代の子との関係作りができない児童の居室として利用
- ・プレイルーム 就学前児童の幼児用と、それ以上の年齢児童用とに年齢別でラウンジを 2 つ用意
- ・静養室 一時保護中の児童が感染症等の病気に罹った場合、他の児童にうつらないよう治るまで一時的に寝泊りします
- ・親子訓練室和室、ダイニングキッチン、風呂、トイレがあり、在宅復帰に向けて親と宿泊し、良好な関係作り等の生活訓練をする他、少年法改正に伴う重大触法少年の収容場所として使用します



中庭があり、軽い運動、気分転換でき、菜園があります



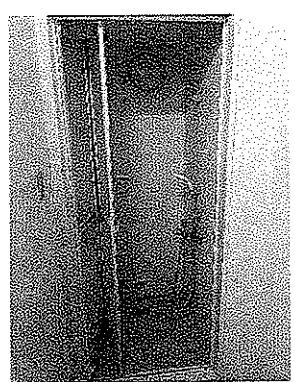
運動場がないので体育館で運動します



入口にたくさんのがれぐるみがありました



お風呂は個別に入り、自分で洗えない
幼い子だけ職員が付き添います



・施設は、子どもに配慮し、あえて逃げられないようにはしていません。

6 設置経費と運営費

はぐくみかん整備費

はぐくみかん建設事業費 平成18、19年度 2か年事業

(単位:円)

建設事業費	内 容	H18年度	H19年度	合 計
委託料	実施設計業務委託	54,600,000		54,600,000
	工事管理業務委託	3,150,000	28,350,000	31,500,000
	小 計	57,750,000	28,350,000	86,100,000
工事請負費	新築工事	214,300,000	1,434,200,000	1,648,500,000
	新築機械設備工事	4,720,000	487,391,409	492,111,409
	新築電気設備工事	2,800,000	277,550,000	280,350,000
	建設地地中障害物除去工事	2,625,000		2,625,000
	外清整備工事		37,800,000	37,800,000
	外清整備電気設備工事		3,465,000	3,465,000
	館内情報通信網整備工事		26,481,500	26,491,500
	小 計	223,445,000	2,286,897,909	2,491,342,909
運営費	旅費・出張費	212,033	64,803	277,636
	合 计	282,407,933	2,295,312,712	2,577,720,545

(単位:円)

特定財源				
国庫支出額	一時保護所分のみ	3,737,000	33,632,000	37,369,000
市費		216,300,000	1,734,400,000	2,000,700,000
合計				

・はぐくみかん建設事業費：2,577,720,545 円（上物のみ。平成 18、19 年度 2か年事業。）※一時保護所分のみ国庫支出金 37,374,000 円

・児童相談所運営費：1,711,641,000 円（令和 3 年度決算）

一般財源 1,076,007,000 円

交付税見込 1,318,894,000 円

実質負担 △242,887,000 円

※児童相談所内 家庭学習講師料 17 名（元教員等）1,335 時間約 300 万円（交通費込み）、自立支援コーディネーター 140 名等も含まれます。

7 児童相談所の相談状況

児童相談所の相談受付状況

(件)

種 別	令和4年度	前年度比	令和3年度	令和2年度
通 信	923(877)	△7(87)	856(790)	695(636)
保 健	0	△1	1	0
障 害	434	△255	689	362
井 行	24	△2	11	13
音 乐	62	5	56	39
その他の	15	△2	17	10
合 计	1,458(877)	△172(87)	1,630(790)	1,119(636)

虐待に分類された件数と内訳

(件)

内 置	令和4年度	前年度比	令和3年度	令和2年度
身体的虐待	169 (19.2%)	△33	131 (16.6%)	112 (17.6%)
性的虐待	8 (0.9%)	△2	10 (1.2%)	6 (0.9%)
ネグレクト	165 (18.8%)	△7	172 (21.3%)	140 (20.0%)
心理的虐待	535 (59.4%)	△58	477 (60.4%)	378 (59.5%)
合 计	827 (100%)	△82	790 (100%)	636 (100%)

- ・前年比よりも増えている相談は通告等、社会で見つけやすくなったのではないかでしょうか。
- 性的虐待の件数が少ないので、見つけにくく、自己申告ができないと考えられるため、実数とは思えないです。

8 今後の役割と課題 ・求められる役割

虐待の予防・早期発見のために

- ①適切な調査と迅速な実態把握
- ②専門的な知識と技術の向上が求められます

子どもの福祉向上のために

- ①医学的・心理学的な判定に基づく適切な支援
- ②児童相談所一丸となった取組の強化
- ③関係機関との連携の強化が求められています

今後の課題点

- ・児童相談員と一時保護所担当職員のスキルアップ（県と一緒に研修を行っています）
- ・児童福祉司等の資格職員の確保と配置
- ・措置児童の受け皿としての基盤整備（知的障害児童を受け入れる施設等は市には、ありません）
- ・職員の異動が県の場合には、他の児童相談所移動になるが、市の場合は高齢者福祉等とあります
- ・係長の移動は指導的立場の人材の弱体になります
- ・低年齢の入居が一時保護所に多いほど、在宅支援の充実が必要
- ・発達の保証をどう補っていくか（社会診断等）
- ・専門職員の取り合い、福祉系大学と連携しています
- ・ケースワーカー一人当たり20ケース程度が、実際の受け持てるケースなので、誰でも引き継げるシステムが必要

その他

- ・開設時に職員が増えたので年齢差、若い方は女性が多く男女、ケースワークと児童心理士で意見にギャップはあったが話し合い、議論が深まり結果的によかったです
- ・待合室が部長室となったので、開設時から職員のデスクスペースを確保をしておいた方がいい
- ・2.3年目になると、それまで研修で実施していた、他の職員の面接に入らなくなるので、児童福祉士が独自の方法や抱え込みやすくならないかなどを少し感じます
- ・家族支援チームを組む等、全体的に心理学的な体制で役割が明確
- ・学校通告　保育所でいう年長の年頃になると、「家は他の家庭とは違う」と分かる時期に性的虐待等の学びの機会が必要
- ・被害観察面接をおこないインカムも設置しています
- ・愛着、家庭療法は、心理学的所見が徹底され、職員で情報共有しています
- ・一時保護所は、視覚が少ない工夫、床・家具等は長持ちできるものを開設から取り入れ、収納は多い方

がよい

- ・県と定員協定制を結んでいる
- ・職員は児童擁護施設等の経験者を採用しています
- ・虐待に至る前からの支援が重要で児童相談所の業務委託はよくない

視察での学び

- ・職員のケース会議は他部局との連携を重要にし、担当者1人が抱え込まないように注意が必要
- ・情報を共有するシステムが必要
- ・職員でなくとも情報が得られるなら市民参加の会議が必要
- ・支援職員だけでなく全職員に心理的配慮ができる、全てが心理学的アプローチであるべき
- ・一時保護所は学習機会をできるだけ確保することが必要
- ・一時保護所から出所後の体制を強化しなければならない
- ・開設時に事務所は、増員しても職員のデスクに余裕があるようにした方がいい
- ・一時保護所は収納、各年令に配慮したスペースの確保が必要
- ・床、壁等の施設、家具等の備品は長持ちするものがいい

感想

今回の視察で、専門職だからこそ役割が違い情報共有は難しく、例えば心理士の情報を受付職員まで共有し、心理的配慮が全ての職員に必要なことと、子どもを中心としたチームづくりのためには、誰でもすぐに確認できる共有システムの構築が求められると感じました。